

第十回国会 農林委員会 議録 第二十八号

(五一八)

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)

午後二時二十九分開議

出席委員

委員長

千賀 康治君

理事 野原 正勝君

遠藤 三郎君

川西 清君

河野 謙三君

原田 雪松君

金子與重郎君

松本六太郎君

委員外の出席者

参議院議員

池田宇右衛門君

農林事務官

古西 一郎君

参議院参事(法

制局第三部長)

岡田 武彦君

専門員

難波 理平君

専門員

岩隈 博君

専門員

藤井 信君

三月二十四日

委員佐藤親弘君、圓谷光衛君及び金子與重郎君辞任につき、その補欠として平野三郎君、河野謙三君及び小林運美君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十六日

委員小林運美君及び稻村順三君辞任につき、その補欠として金子與重郎君及び八百板正君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十三日

農林協同組合法の一部を改正する法律案(池田宇右衛門君外五名提出、参法第一一〇号)

同月二十六日

第一類第九号

農林委員会議録第二十八号

昭和二十六年三月二十六日

農林協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一一〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

農林協同組合法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一一〇号)

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

付託議案の審査に入ります前に、小委員の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴いまして、肥料対策小委員会の委員が四名欠員となっております。この際その補欠を委員長において指名したいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○千賀委員長 御異議なしと認め、河野 謙三君 平野 三郎君 八百板 正君 松本六太郎君を肥料対策小委員に指名いたします。

○千賀委員長 これより農林協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審議に入ります。

なおこの際御報告いたしておきますが、本案は去る三月二十三日予備審査のため本委員会に付託になりましたが、本日参議院を通過いたしました。先ほど本付託となつたのであります。この点御了承願ひます。

それではこれより本案の趣旨について提案者より提案理由の説明を求めます。池田宇右衛門君。

農林協同組合法の一部を改正する法律案

農林協同組合法の一部を改正する法律案

農林協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第十條第三項但書中「事業の利用分金の總額」を「事業の利用分金の額」に改め、五分の一の下に「(医療に關する施設については五分の二)」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 出資組合は、前條の規定による出資の外、定款の定めるところにより、組合員に對しその事業の利用分金の割合に應じて配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

第二十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「出資口数」の下に「(以下回転出資金という。)」の払込をさせようとするときはこれに關する規定」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第十條の役員は、選舉に關する規定には、選舉期日、選舉に關する通知、候補者の推薦、選舉管理、選舉立会人、投票、開票及び當選に關する事項並びに役員を總會外において選舉することとし

たときはその旨を定めなければならない。

第三十條第三項を次のように改める。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

第三十條第五項の次に次の三項を加える。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

第三十條第五項の次に次の三項を加える。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選舉する。但し、農林協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選舉することができる。

なければならぬ。

設立當時の役員は、第一項の規定にかかわらず、創立總會(合併による設立の場合は設立委員)において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第三十八條第二項第四号中「払込出資金額」を「払込済の出資(回転出資金を除く。以下同じ)の額」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十一條の二 役員は、職務を行ふ者が不在のため遲滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他の利害關係人の請求があつたときは、行政庁は、役員を選舉するための總會を招集して役員を選舉させることができる。前項の總會の招集については、第三十七條の規定を準用する。

第四十六條の次に次の二條を加える。

四 農林協同組合連合会の設立の発起人となり又は設立準備会の職務に同意すること。

五 農林協同組合連合会への加入及び農林協同組合連合会からの脱退

第四十六條の次に次の一條を加える。

第四十六條の二 農林協同組合連合会がその地区を地区とする他の農林協同組合連合会が現に行つてゐる事業を新たに行うために定款を

変更しようとするときは、これにつき、会員たる組合は、それぞれの総会において、投票によつて議決しなければならぬ。

前条第四号及び第五号の事項については、投票によつて議決しなければならぬ。

第四十八条第四項中「第五項」を「第八項」に改める。

第五十二條の二中「前二條」を「前三條」に改め、同条を第五十二條の三とし、第五十二條の二として次の一條を加える。

第五十二條の二 出資組合は、回転出資金を損失の填補に充ててなお残額がある場合には、その払込に充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを払い戻さなければならぬ。但し、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならぬ。

第六十三條に次の一項を加える。

組合が第五十九條第一項の設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる。

第八十三條第三項及び第八十五條第三項中「第六十五條第四項」を「第六十五條第六項」に改める。

第一百一条第八号中「若しくは」を「又は」に、「又は第六十五條第四項」を「第六十五條第六項においてこれを準用する場合を含む。」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現在に在任する組合の役員任期については、なお従前の例による。

○池田参議院議員 農業協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げる。

現下の農業協同組合の現状にかんがみ、農業協同組合の事業の運営に弾力性を与え、かつ組合員の意思を組合の業務に積極的に反映させる措置を講じ、農業協同組合の健全な発達をはかる必要があり、そこで組合経営の面につきましては、役員が本腰を入れて組合経営に没頭し得るようにするために、その任期を三年にまで延長し、市町村長の農業協同組合については、役員を総会外において選挙できる道を開き、また医療施設については、組合員以外の者が組合員の事業の利用分額の五分の二までこれを利用できるようにいたし、組合の経営が円滑に進み得るような措置を講じ、資金面では、税金のかからない回転出資金制度を新たに採用し、これを事業運転資金として活用することにしたのであります。また組合が連合会を設立し、あるいは連合会に加入した場合は脱退しようにする場合に、総会で特別議決をすることにし、組合員の意思を組合に十分反映し得るようにしたのであります。

以上の措置に伴い、行政庁の監督権の整備をはかり、役員職務を行う者がいないときは、行政庁は、役員選挙のための総会を招集し、また組合の設立認可後九十日以内に設立登記をしないものにつきましては、認可の取消しをなし得る権限を付与することにしたのであります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

なお、はなはだかつてお願いでございまして、幸い御賛同を得られますならば、来る四月が単協、五月が連合会の役員改選期となつており、また農協の医療施設の員外利用分を五分の二に拡大することができれば、厚生省の公的医療機関の指定が受けられることに話がついておりまして、その指定が三月末か四月初めにされる予定でありますので、この改正法案が三月中に成立すればことに好都合と存じますので、これを御了承いただきまして、格別の御配慮をお願い申し上げます。

○千賀委員長 これより質疑に入りま

す。通告がありますのでこれを許しま

す。金子重郎君。

○金子委員 この法律案は、私どもが不満に思つた点を何かしら解決して

だけは、どうしても三分の二以上の多数による議決を経なければならぬのか。と申しますのは、単なる総会の議決を要するということではなく、どうしても特にこの会議の内容にまでこに入つてゐるのか、その理由はどこにあるのですか。

○古西説明員 私から御回答を申し上げます。この模範定款例の新旧案文対照表におきまして、その第六條で「この組合が農業協同組合連合会の設立の発起人となり若しくは設立準備会の議事に同意し又は農林中央金庫及び農業協同組合連合会に加入しようとするときは、総会において、総組合員（准組合員を除く）の半数以上が出席し、投票によつて、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ」という規定を考へておりますが、これは今度の法律の改正案におきまして、連合会の設立あるいは加入につきましては、この問題の重要性にかんがみまして、その組合の総会で、特別議決によつてこれを決する、すなわち構成しております組合員の総意をできるだけ総会の意思に盛ることによつて、組合員の積極的な協力を得て、組合の態度を決定して行きたい、このよう

な趣旨で法律改正がなされようとしておりますので、それに伴ひまして、模範定款例を改正したい、かように考へておる次第であります。

○金子委員 その説明はわかるのですけれども、どうして総会の議決ということではなく、こういうふうに総会の内容にまで立ち入らねばならなかつたかという、その理由なのです。総会の議決によるということ、総会というものをそのまゝ信頼して行く形ではなく、

総会の内容まで、こういう形の総会でなければいかぬということを、どうして法律に書かなければいけなかつたかということなのです。

○古西説明員 第七回会におきまして、連合会の合併の際にもやはり同様な改正がなされておるわけであります。それと併せて一にいたしまして、合併の場合のみならず、加入あるいは設立という場合にも、その組合にとりましては非常に利害関係が大きいので、慎重に組合員の意思を組合に反映させて参りたい。現在は単に理事会の決定によつて、加入するか、あるいは設立するかどうかの問題が決定せられておつたのであります。事柄が組合及び組合員にとりまして非常に重要であり、

この趣旨であります。

○金子委員 私の質問にポイントがはずれておるのではないと思うのだが、今まで役員会でやつたものを総会でやるということとはわかる。それを、総会の内容まで、こういうふうに分の二以上の出席で、何分の一以上の投票によつてきめるということはどうしてきめるか。こういうことをどうして聞くかという、組合員が千戸以上ある農村に行きますと、実際問題といたしまして、こういうふうな総会の内容まで立ち入ると、りくつとしてはよろしいのですが、実際上運用が困るのです。だから組合長が総会を招集して、成規の総会が委任状によつて、数において成り立つておるならば、内容まで入つて、投票によつてきめるとか、何分の一できめるとか、そこまで言う必要はないのじゃないか、こういう意味の質問だつたのですが、それはそれでよろ

しゅうごういたします。

それからその次に町村組合の場合に、総会の席以外において役員を選挙することができるといふ、その具体的説明をひとつ承りたい。

○池田参議院議員 たいだい御質問いただいたような、つまり千人以上の組合におきましては、総会の当日は予算、決算、事業計画等、幾多の総会に諮るべき問題が山積してあるようなその席上に、役員を選挙までできない場合が生ずるといふ關係上、組合員の多数あるときにおいては、選挙は、役員に適當な方を組合員が選ぶ意味からか人がみまして、選挙期日だけは特に別にこれをきめてもらつてもいいという新制度を開いた次第であります。さよう御了承願います。

○金子委員 そういたしますと、総会の当日役員選挙を行ななくてもよろしいというが、その以外の場合に、役員選挙をするという方法は、總會でないということになりますと、それならば部別別に投票してもいいかということも總會以外の方法になるであります。よろし、總會以外の方法というのはいろいろあるのですが、やはり總會と同じような投票日というものをきめて、選挙の投票の方法にはかわりないわけですね、投票だけは成規に今まで通りやるわけですね。

○池田参議院議員 新たに總會以外で選挙するときには、三十条の規定によりましてごらんくださる通り、役員選挙においては、選挙ごとに選挙管理委員、投票所ごとに投票管理委員、開票所ごとに開票管理委員を置かなければならぬというように、選挙に對しましては、それ／＼選挙の手続その他選挙に

関する方法を規定しておりますから、その規定に従つて選挙を行ななければならぬ、さういふひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○金子委員 これは事務当局の方に伺ひますが、今度の改正に對する剰余金の持分計算の問題で、どうかわつて来るかという点をお聞きしたい。

○古西参議院議員 現在は共済組合の剰余金が出た場合には、まず準備金に充てるべきものは充てる。それから教育情報繰越金にこれを入れる。なお剰余金がありまゝの場合におきましては、出資金に對する配当を行い、さらになお剰余金がありまゝの場合には組合員の事業の利用分金の割合に應じてこれを配当するというのが現在の制度であります。今度の回轉出資金制度を採用いたします場合には、その計算は同一であります、ただ組合員から回轉出資金として払い込まれた分につきましては、毎事業年度末におきまして、これの持分計算を行つて行く、そういうふうになるわけでありまして、その持分計算の方法といたしましては、模範定款例にもありますように、「回轉出資金に相當する額の財産については、各組合員の払い込んだ回轉出資金の額に應じて事業年度毎に算定して加算する。但し、回轉出資金が減少したときは、回轉出資金に相當する額の財産について各組合員に算定されている持分額に應じて減額して算定する。」という方法を考へておるわけでありまゝ。

○金子委員 回轉出資金の問題はそれでわかりましたが、一番實際運用上ややくしこく困る問題は、今までは建前上準備金その他の積立金の持分計算と

いうことが、法律にあつて實際上やれないということがあつた。持分計算の問題は、諸積立金の持分に應じて一応計算しておけといふことがあつたのですが、その点はここで触れておりました。組合の諸積立金があるでしよ。要するに法による積立金がありまゝですね。これを各自の持分によつて一応年度末には計算しておくと、これが原則になつておつた時代があるのです。さうでありまゝと脱退、加入や何かのときに困るのです。変化ができませんから……。たとへば去年抜けた人と、今年抜けた人と、その年の持分が非常に変化があるわけですね。だからいづつそれをすることが建前だといふ形でやつて来た時代があるのです。その点については、今度の法令はどういうふうにきめておるかというのです。

○古西参議院議員 従来の準備金とかあるいはその他の積立金につきましては、お話のように、毎年度末におきましてそれ／＼持分計算をしておるわけでありまゝ、これにつきましては従来通りで、かわつておりません。

○小笠原委員 ちよつとわからないことが一つある。金子君の先刻の質問と答弁との間に齟齬切れないものが生れた。それは何であるかといへば、池田君のさつきの説明によると、總會の時には決算、予算がある、こういうときに同時に選挙をしないでもよい、別の機会に選挙してもよいのだといふことなんだ。それでさらに金子君が質問して、それならば總會を開かなくてもよいのか、各部落ごとに選挙してもよいのか、こゝ質問されているとよくは承つた。それに対して、第何条かによつて管理人を定めて選挙すればよいのだと

いう御答弁のようで、さつぱりうやむやになつた。そうすると、一口に言へば、總會を開かないで選挙してよいのか、各部落ごとに管理人を定めたりの何かする程度の手続によれば、今日は甲の部落で選挙した、その翌日は乙の部落で選挙した、それを總合して、七つ部落があれば、七日目に總合して、その選挙者を定めてよろしいといふようなことになるのか、そこがはつきりしない。それをひとつ。

○池田参議院議員 まことに内容に對して親切な御質問であります。多年選挙に携わる小笠原委員として、日本の現段階においては、部落ごとに集めた選挙といふことは、農業委員会にも行われていないと確信しております。いわゆる協同組合においては、役員選挙を行つ場合には、選挙期日を定め、組合全体に通知いたしまして、その当日、広範囲にわたる地区であれば、便宜上投票所を各所に設けて選挙を行つ、その開票をするときには、一箇所に集めて選挙管理委員は選挙録をつくり、投票管理委員は投票録をつくり、開票管理委員は開票録をつくり、そして署名し、選挙の完畢を思ふというやうな方法でありまして、今仰せのやうな部落ごとに日を異にして選挙といふことは決してできないことになつておりますから、さう御了承をお願いいたします。

○小笠原委員 そうすればこゝうわけだね。總會のときには選挙をやらぬでもいい。さらに選挙する時分には日程を定める。そしてそれを全會員に通知して、總會で一箇所に集まらぬでもいいのだ。各部落に集まつてそこに管理人を置いて投票させればよろしい。

○池田参議院議員 場合にによつては……。

○小笠原委員 それでもいいでしよ。その箱をみな集めて、一箇所でその日のうちに開票すればよろしい。場合にによつてもではないだらう、やつてもいいだらう。場合にによつてもさうと、その場合はどういふ場合だかわからなくなる。

○池田参議院議員 広範囲にわたる地区においては、その方法をおとりくださつてもよいのです。

○小笠原委員 広範囲でなければ場所を指定しないが、指定してやつてもよいわけだね。それを一箇所に集めて、その日をきめて、その日に開票すればよいというわけだね。

○池田参議院議員 さうでございます。

○遠藤委員 質疑を打ち切られんことを希望いたします。

○千賀委員 たいだいまの遠藤委員の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千賀委員 御異議なしと認め、さう決しました。

本案につきましては、討論を省略してただちに採決いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千賀委員 御異議なしと認めます。よつてこれより農業協同組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千賀委員 起立議員。よつて本案は、原案通り可決すべきものと決しました。

なお本案に対する衆議院規則第八十六條による委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。さよう決しました。

次会は公報をもつて申し上げます。本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十五分散会

〔参照〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案（池田宇右衛門君外五名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕